

令和 2 年 6 月 19 日現在

機関番号：32641

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2019

課題番号：26780027

研究課題名(和文) 海上安全保障の国際法：海洋における人間の安全保障の実現に向けて

研究課題名(英文) International Law of Maritime Security: Towards the Realization of Human Security at Sea

研究代表者

小島 千枝 (Kojima, Chie)

中央大学・法学部・教授

研究者番号：90711200

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、現代の海上安全保障問題を、従来の国家の安全保障という観点に加えて、人間の安全保障の観点から捉え直し検討するものである。とりわけ、ますます増加する国境を越える個人の活動やグローバルな環境問題によって引き起こされる非伝統的な海上安全保障への脅威について調査・分析した。これらの事例を素材として、国連海洋法条約を国際環境法や国際人権法等の関連する国際法に照らして発展的に解釈することの意義について議論した。また、海洋における人間の安全保障の実現に向けて、市民社会を巻き込んだ国際法の履行の仕組みを構築することの有用性について検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、海上安全保障問題を海洋における人間の安全保障問題として捉え直し、今日の社会的文脈に照らして国連海洋法条約を発展的に解釈することの意義や、国家主体と非国家主体が連携することの意義について考察することによって、従来の国際法へのアプローチに新しい視座を与えるものである。同時に、国境を越える個人や企業の活動の取締り、海洋における人権の保護、グローバルな環境問題に対処するための海洋法理論や海洋法政策への手がかりとなることを期待する。

研究成果の概要(英文)：This study examined contemporary maritime security challenges from the perspective of human security at sea. In particular, it analysed non-traditional maritime security threats caused by increased transnational activities of individuals and global environmental threats. It discussed whether the United Nations Convention on the Law of the Sea can evolve through interpretation by taking into account relevant international law such as international environmental law and international human rights law. It also submitted that human security at sea can be better achieved with the involvement of civil society in implementing relevant international law.

研究分野：国際法学

キーワード：海上安全保障 人間の安全保障 国際法 海洋法 海上法執行

様式 C - 19, F - 19 - 1, Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した当初、海上安全保障 (maritime security) に関する国際法研究は混沌とした状況にあった。その理由として、海上安全保障という概念が、国家の安全保障に関わる問題だけでなく、海上移民の人権や、海上犯罪に対する船舶の安全、違法漁業、気候変動等のグローバルな環境問題に絡めて論じられるようになり、極めて多様化してきたことが挙げられる。これらの現代の海上安全保障問題は、海洋における非国家主体の活動が増加したことにも起因している。

これらの問題には、海洋における国家の権利義務を中心として発展してきた国際海洋法の解釈・適用だけでは十分に対応できない。とりわけ、理論的な問いとして、海洋における警備活動において適用される一般国際法は何か、国際海洋法と国際人権法はどのように交錯するのか、そして海洋環境の保護・保全に関する国連海洋法条約第 12 部と国際環境法との関連はどのようなものなのか、といったより広い国際法の観点からみた海洋問題については十分な検討がされてこなかった。また、現実的な問題として、これらの多様化した海上安全保障問題に直面した国家が、関連する個人の活動に対して積極的な取り締まりをしていない場合、取り締まりに必要な財的・人的資源を持ち合わせていない場合、取り締まりをしたとしても行き過ぎた法執行活動により人権侵害が発生する場合などが報告されてきた。

2. 研究の目的

本研究では、まず第一に、現代の海上安全保障概念を人間の安全保障の観点から捉え直すことを目的とした。第二に、個別具体的な事例を取り上げて、海上安全保障問題における国際法の解釈・適用をめぐる問題を分析することとした。ここでは、海上における個人の活動を取り締まる海上法執行において人権保護の観点から適用可能な国際法を分析し、他の国際法規範を取り込むことによる国連海洋法条約の発展可能性について明らかにすることを研究の主たる目的とした。第三に、国際法の履行に関する問題として、海上安全保障問題に対処するための国家主体と非国家主体の連携事例を収集・整理し、その国際法上の意義について包括的に分析することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究を遂行する方法として、第一に、海上安全保障における人間の安全保障概念の位置づけを明らかにするために、文献データベース等を活用して、関連する国際機構の文書および既存の海上安全保障に関する著書・論文を収集・調査した。第二に、海上安全保障問題に関わる国家実行とその国際法上の合法性を実証的に検討するために、個々の事例に関連する条約や国際機関の文書、国内立法、国際・国内判例、行政措置等を収集・調査した。第三に、とりわけ世界各地の海上移民問題について、ドイツとオーストラリアにて海外調査研究を行ない、資料収集および海外研究者との意見交換を行なった。第四に、資料の収集・整理については、適宜、研究補助者としてアルバイトを雇用した。

4. 研究成果

(1) 海上安全保障の概念

海上安全保障についての法的な定義は存在しない。しかし、国際法学者によって出版された多くの著作においては、海賊、海上人身取引、海上不法移民、違法漁業、海洋汚染等の多様な問題が、非伝統的な海上安全保障問題として議論されるようになってきている。このことは、一般的に、国際法における現代の海上安全保障が、無害通航権に示されるような沿岸国の平和・安全沿岸国の平和、秩序又は安全の確保を意味するだけでなく、広く公海上の事例も含めて国際社会の共通利益としての人間の安全保障へと変化してきたことを示している。既存の著作では、非伝統的な海上安全保障問題に対して、海上における警察活動や法執行措置を中心に検討するものが主流ではあるものの、国際人権法の観点から海上安全保障問題を検討する著作も現れており、海洋における国際法規範の多重性が論じられるようになってきている。

(2) 海上安全保障と国連海洋法条約

本研究では、非伝統的な海上安全保障問題へ国連海洋法条約を適用することの可能性と限界を探るため、具体的な事例を取り上げて分析を進めた。これらの事例には、気候変動によってもたらされる海面上昇・海洋酸性化・海水温上昇等が導く海洋生物資源の減少と食糧安全保障や適切な食糧への権利との関係、地球温暖化によって生じる北極海の変化と北極圏・非北極圏の海上安全保障との関係、海上安全保障事例における日本の海上法執行、難民押し返し事例における海上法執行と武器の使用に関する国際慣習法との関係、陸に起因する海洋汚染と人権との関係、国連海洋法条約第 12 部に規定される海洋環境の保護および保存における国家の協力義務の内容、海上の人身取引や強制労働等の現代奴隷行為が疑われる船舶に対する沿岸国・寄港国・旗国による執行管轄権、海の騒音問題と国連海洋法条約との関係が含まれている。

これらの事例研究から明らかになったことは、枠組条約として性格づけられる国連海洋法条約をそれぞれの文脈で関連する国際法に照らし合わせて発展的に解釈することにより、非伝統的な安全保障問題にも適用可能となることである。もちろん海上の人権問題に関しては、国連海洋法条約は人権保護のための条約ではないという主張もあるが、国際海洋法裁判所が示したように各規定に人道・人権への配慮は組み込まれていると考えるべきであり、人権条約に照ら

した解釈を行うことは同条約の趣旨・目的に反するものでもない。海洋環境の保護に関しても、究極的には人権問題として捉えることも不可能ではないし、国連海洋法条約第12部が国際判例によって内容が明確化されつつあることは海上における人間の安全保障に寄与するものである。ただし、国連海洋法条約の発展的解釈を行うにしても、他の関連する国際法の普遍性の程度によっては限界があり、またすべての問題において国連海洋法条約上の紛争解決手続が適しているわけではないという点が問題として指摘できよう。

(3) 海上安全保障分野における国家主体と非国家主体の連携事例

本研究では、海洋法プロセスの民営化という新しい観点から、海上安全保障を国家管轄権のくびきから解放することができるか否かという問題にも取り組んだ。本研究で注目した点は、海上における人間の安全保障に関する国際法の履行プロセスには、すでに多くの非国家主体が参加しているという点であった。例えば、海洋環境の保護に際して、日本の海洋保護区には漁業者によって自主的に規制・管理される海域も含まれていることも、国家と非国家主体が協働する制度の例であろう。今日のグローバル化した社会において海上の安全保障はもはや国家のみによって守られるものではなく、非国家主体による参加や技術の開発・提供が必要とされる場合が少なからずある。従来国際法の限界を補うためにも企業や市民社会を巻き込んだ地域的・国際的協力の仕組みを構築していくことが望ましい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 10件／うち国際共著 9件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 n/a
2. 論文標題 The Use of Force in Turnback Operations against Asylum Seekers' Boats and International Law	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Hypotheses	6. 最初と最後の頁 n/a
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 n/a
2. 論文標題 Climate Change and the Protection of the Marine Environment: Food Security, Evolutionary Interpretation, and the Novel Application of Dispute Settlement Mechanisms under the United Nations Convention on the Law of the Sea	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Global Environmental Change and Innovation in International Law	6. 最初と最後の頁 138-158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.1017/9781108526081.009	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 n/a
2. 論文標題 A Human Rights Perspective on the Protection of Coastal Ecosystems from Land-based Marine Pollution under the United Nations Convention on the Law of the Sea	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 The Marine Environment and United Nations Sustainable Development Goal 14: Life below Water	6. 最初と最後の頁 309-320
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.1163/9789004366619_021	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 6(2)
2. 論文標題 Maritime Law Enforcement in Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Korean Journal of International and Comparative Law	6. 最初と最後の頁 117-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.1163/22134484-12340109	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 n/a
2. 論文標題 Maritime Security Implications of Climate Change and the Arctic under International Law: A Japanese Perspective	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Japanischer Vorkaempfer fuer die Rechtsordnung des 21. Jahrhunderts: Festschrift fuer Koresuke Yamauchi	6. 最初と最後の頁 273-283
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 n/a
2. 論文標題 Japan's Legal Regime for Preventing and Controlling Accidental Discharges of Oil and Hazardous and Noxious Substances from Ships and Offshore Facilities	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Marine Pollution Contingency Planning: State Practice in Asia-Pacific States	6. 最初と最後の頁 83-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) https://doi.org/10.1163/9789004355507_006	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 2015
2. 論文標題 South China Sea Arbitration and the Protection of the Marine Environment: Evolution of UNCLOS Part XII through Interpretation and the Duty to Cooperate	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Asian Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 166-180
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) https://doi.org/10.1163/9789004344556_010	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 1
2. 論文標題 Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea in Japan	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 Asia-Pacific and the Implementation of the Law of the Sea	6. 最初と最後の頁 34-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) https://doi.org/10.1163/9789004310711_004	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 n/a
2. 論文標題 Japan's Practice regarding the Regulation on Navigation of Foreign Vessels	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Regulation on Navigation of Foreign Vessels: Asia-Pacific State Practice	6. 最初と最後の頁 34-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) https://doi.org/10.1163/9789004396272_004	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 n/a
2. 論文標題 The Duty to Cooperate in the Protection and Preservation of the Marine Environment	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Cooperation and Engagement in the South China Sea and Asia Pacific Region	6. 最初と最後の頁 125-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) https://doi.org/10.1163/9789004412026_010	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Chie Kojima	4. 巻 n/a
2. 論文標題 Legal Structures of Marine Protected Areas in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Asia-Pacific Journal of Ocean Law and Policy	6. 最初と最後の頁 n/a
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計15件 (うち招待講演 12件 / うち国際学会 8件)

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 The Duty to Cooperate in the Protection and Preservation of the Marine Environment
3. 学会等名 Cooperation and Engagement in the Asia Pacific Region, Center for Ocean Law and Policy, University of Virginia School of Law (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Marine Protected Areas in Japan
3. 学会等名 6th Asia Pacific Ocean Law Institutions Alliance (APOLIA) Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Complementary Roles and Functions of Japan Coast Guard and Maritime Self-Defense Force in Law Enforcement at Sea
3. 学会等名 5th Asia Pacific Ocean Law Institutions Alliance (APOLIA) Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 The Use of Force in Turnback Operations against Boat People and International Law
3. 学会等名 第6回アジア国際法学会ソウル大会 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Regulation of Navigation of Foreign Vessels in Japan
3. 学会等名 4th Asia Pacific Ocean Law Institutions Alliance (APOLIA) Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Maritime Security Effects of Climate Change on Oceans and the Arctic
3. 学会等名 国際ガバナンスイノベーションセンター (CIGI) 国際シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Climate Change and International Law on Maritime Security
3. 学会等名 第6回4学会国際会議 (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Privatization of the Law of the Sea
3. 学会等名 第12回ヨーロッパ国際法学会リガ大会 (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Responding to Marine Pollution Incidents in Japan
3. 学会等名 3rd Asia Pacific Ocean Law Institutions Alliance (APOLIA) Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Modern Slavery and the Law of the Sea: Towards Effective Implementation of SDG 8.7 at Sea
3. 学会等名 The 8th Ocean Law and Governance International Symposium on “Rule of Law and the Law of the Sea” (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Transboundary Fisheries Management in Japan
3. 学会等名 7th Asia Pacific Ocean Law Institutions Alliance (APOLIA) Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Overview of Maritime Security Challenges in Northeast Asia
3. 学会等名 The 7th Asia-Pacific/Arctic Maritime Security Forum, Ocean Governance in Asia-Pacific and the Arctic (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Underwater Noise Pollution and UNCLOS: The Case of Seismic Surveys
3. 学会等名 How Healthy is the Ocean's Constitution? 25 Years of the United Nations Convention on the Law of the Sea, Hamburg University (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Chie Kojima
2. 発表標題 Coastal States' Responsibilities in the Conservation and Management of Transboundary Fisheries: The Japanese Context
3. 学会等名 Canadian-Japanese Scholarly Exchange on the Law of the Sea, Dalhousie University, Ministry of Foreign Affairs of Japan (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小島千枝
2. 発表標題 海の騒音と国際法
3. 学会等名 中央大学国際関係法研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考